

介護人材育成と外国人労働者問題 - 中国との交流をとおして -

2017 年 3 月 16 日

日本医療総合研究所 協力研究員 磯野 博

はじめに

急速な少子・高齢化にともない加速する介護ニーズに反して、介護人材の育成が追いつかない問題が叫ばれて久しい。この問題の背景には、介護職員の専門性に対する社会的評価の低さ、それに呼応した賃金・労働時間などの待遇改善の遅れといった諸課題があることはいうまでもない。一方、多くの賛否がありながら、問題解決のひとつの手段として、介護人材に外国人労働者を活用することが検討されていることも事実である。

本稿では、まず日本における介護人材不足の状況を踏まえ、その対策にもなると想定される静岡県における取り組みとして、独自のキャリアパス制度の促進と、中国との介護人材育成協力に向けた交流を紹介する。そして、急速な少子・高齢化によって膨張する介護ニーズに対応するために進んでいる中国における介護人材育成の実態について概観する。

あわせて、日本での介護ニーズを国外において賄うことを最初に構想した「シルバーコロンビア計画“92” - 豊かな第二の人生を海外で過ごすための海外居住支援事業」（以下、「シルバーコロンビア構想」と略す）について概観し、数々の紆余曲折を経て、2016 年 11 月 18 日に可決・成立した「出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案」（以下、「入管法改正案」と略す）と「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律案」（以下、「技能実習生法案」と略す）を巡る動向について概観する。最後に、今後の中国との介護人材育成協力のモデルのひとつとして、社会福祉法人 旭川荘における 10 年間にわたる取り組みを紹介し、介護人材育成と外国人労働者問題を検討する題材としたい。

なお、本稿は、2016 年 9 月 4 日、龍谷大学 深草学舎において開催された第 21 回総合学術研究集会 分科会「介護者の人材養成」における報告を踏まえ、畢麗傑（中京大学）との共著により、大阪健康福祉短期大学紀要『創発』第 15・16 号 シンポジウム報告「介護職の人材養成に関する今日的課題」に投稿した拙稿を大幅に加筆・修正し、本研究所の 11 月定例会にて報告したものである。

1 介護人材をめぐる状況

2015 年に厚労省が公表した「2025 年に向けた介護人材にかかる需給推計（確定値）について」によると、団塊の世代が後期高齢者を迎える 2025 年に必要な介護職員、約 253 万人に対して供給見込は約 215 万人と推計されている。これでは介護職員の充足率は 85.1%であり、37.7 万人不足する。最高は島根県の 98.1%、最低は宮城県の 69.0%である 1)。

一方、厚労省「職業安定業務統計」（平成 27 年 1 月～3 月平均）によると、有効求人倍率の全国平均が 1.26 であるのに対して、介護職員の有効求人倍率は 3.74 であり、約 3 倍と現在も介護職員に対する求人は極めて多いことが分かる。最高は栃木県の 13.82、最低は徳島県の 0.56 である。ちなみに、1.00 を下回っているのは徳島県のみである 2)。

そのようななか、厚労省が設置したもののひとつが「介護プロフェッショナルキャリア段位制度の在り方に関する検討会」である。そして、2015 年 11 月 18 日に開催された第 2 回検討会には、静岡県 健康福祉部 福祉長寿局介護保険課長、杉山勝が参考人として招聘された。杉山は、静岡県が 2015 年に公表した「第 7 次長寿者保健福祉計画（ふじのくに長寿社会安心プラン）」を踏まえ 3)、「若者が夢と希望を持って働ける介護分野を目指して」と題する報告を行った。

2 静岡県における取り組み

（1）独自のキャリアパス制度の促進

静岡県における老年人口比率は、2015 年 4 月 1 日現在、26.8%と既に 4 人に 1 人が高齢者であり、実人数も 100 万人を越えている。また、介護を要する人は 159,387 人、要介護認定率は 15.8%である。

現在、静岡県内には約 4 万人の介護職員が従事しているが、2025 年には約 5.7 万人の介護職員が必要になると推計されている。しかし、介護職員の供給見込は約 5.8 万人であり、約 9 千人の需給ギャップが発生することになる。

このような状況に対処すべく、前述の「第 7 次長寿者保健福祉計画」では、国が 3 分の 2、都道府県が 3 分の 1 を負担する「地域医療介護総合確保基金」を活用した各種事業を列举している 4)。そのなかには、卒業後、静岡県内の介護事業所にて介護職員として従事する学生に対して修学資金を貸与する「介護福祉士修学資金貸付事業」、失業者に対して介護職員として必要な知識を習得させ、介護事業所に介護補助人材として派遣する「介護補助人材育成事業」、専門員による無料職業紹介や相談などを行う「社会福祉人材センター運営事業」といった各都道府県が実施している事業も挙げられているが、介護職員の処遇改善に意欲的な介護事業所に対して、経営・雇用管理、キャリアパス制度に精通した専門家を派遣する「キャリアパス制度導入サポート推進事業」という静岡県独自の取り組みも挙げられている。

前述の「介護プロフェッショナルキャリア段位制度の在り方に関する検討会」が注目したのも、この静岡県独自のキャリアパス制度である。静岡県では、独自の給与票を作成し、キャリアパスと給与票を組み合わせることで、どのキャリアに達したかという個々の介護職員の努力が、直接、給与に反映されるというシステムの普及を図っているのである。

（２）中国との介護人材育成協力に向けた交流

一方、「第 7 次長寿者保健福祉計画」には、「経済連携協定」（以下、「EPA」と略す）によって来日する外国人介護福祉士候補者の日本語等の学習を支援するため、外国人介護職員向けに日本語読解力向上講座を開催する「外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業」も挙げられている。日本政府が EPA によって看護・介護人材の受け入れをはじめた 2008 年から、既に静岡県内の社会福祉法人では介護職員の受け入れを表明しており、現在も継続している。

そのようななか、2014 年 6 月と 12 月、中国介護・医療施設建設視察団が静岡県を訪問した。これは、北京市、上海市、山東省、広東省などにおいて高齢者介護・医療施設を建設し、運営に当たっているメンバーが、介護人材育成のための留学・研修、そして福祉施設の建設や設計など、ハード・ソフト両面からの視察、学習を希望したものであった。また、翌 2015 年 6 月には、静岡県の有効都市である中国浙江省の経済担当官が、類似した目的にて静岡県を訪問している。

これらの視察団の要望は、具体的には以下の 2 点であり、従来のような定住型・出稼型の外国人介護人材の受け入れとは異なる要望を孕むものであった。

- ①中国において介護人材を育成する養成校へ静岡県から講師を派遣して欲しい。
- ②静岡県の介護職員養成校に中国からの留学生を受け入れ、卒業後 2～3 年の実務経験を経た後に帰国させ、中国における介護職員の即戦力になるように養成して欲しい。

しかし、当時は、この要望を受託するための国内法の整備が遅々として進んでおらず、結局は頓挫した。

では、日本以上に急速な少子・高齢化によって膨張する介護ニーズに対応すべく、中国ではどのような介護人材の育成が進んでいるのだろうか。

3 中国都市部における介護人材育成の実態

急速な高齢化が進む中国都市部において、60 歳以上の高齢者人口は日本の総人口を遥かに上回る約 2.12 億人に達し、中国総人口の約 15.5%を占めている 5)。

今後も、高齢者人口は更に加速度的に増加すると予測されている。そのうち、介護を必要とする高齢者人口は約 3,000 万人に達し、日本の介護保険と同様に施設入所者と介護職員

との配置基準を3対1として推計すると、介護職員が1,000万人以上必要となる。しかし、現在、中国の高齢者施設に従事する介護職員は約100万人未満である。そのうち、有資格者はわずか2万人である。ここに、中国には高齢者介護の需要と供給の不均衡が生じていることを見出すことができる。

中国における介護職員には、主に家政服務員と養老護理員がある。「家政服務員国家職業基準」により、家政服務員は初級、中級、高級の3等級に分けられ、研修時間、研修内容などによって該当するレベルの認定証が授与される。資格を取得した家政服務員はコミュニティサービスセンターに登録され、家事援助などのサービスが必要な各家庭に提供される。また、養老護理員は、初級（国家職業5級）、中級（国家職業4級）、高級（国家職業3級）、技師（国家職業2級）の4等級に分けられる。養老護理員の養成と資格の取得には全国的な統一試験はなく、各都市が独自に行うことになっている。例えば、北京市と上海市は、職業技術訓練センターが介護福祉士の教育を行うことが一般的である。そのため、介護福祉士の養成教育内容は養成研修機関によって異なっている 6)。

このように、中国都市部では、いまだに介護職員の資格制度は統一されておらず、介護職員の養成内容にも養成研修機関によって相当な差が生じている。また、高齢者施設では、初級資格を有している介護職員が殆どであり、「無資格」といっても過言ではない。中級資格を有している介護職員はごく一部であり、高級や特級資格を有している介護職員は皆無に近い状況である。

これらの中国における介護職員育成の実態は、ソーシャルワーカー育成の実態と比べて大きな格差が存在する。1988年、民政部は北京大学に資金援助をし、改革開放以後はじめてのソーシャルワーク専攻学科を創設した。ほぼ同時期、吉林大学や中国人民大学にもソーシャルワーク専攻学科が創設されていた。現在、全国200校以上の大学がソーシャルワーク専攻学科や専攻コースを設置しており、修士課程、博士課程も創設されている。これらの卒業生は、毎年、1万人程度になってきている。

2006年7月、民政部は、全国「社会工作者職業水準評価暫行規定」と「助理社会工作者、社会工作者職業水準考試實施方法」を発表した。これらの法規は、ソーシャルワーカーを専門職として位置づけるものであり、公的に社会福祉専門職の育成を推進する法的根拠になっていった。その後、「社会工作者職業水準評価専門委員会」が設置され、2008年6月に国家統一試験を実施することが決定された。社会福祉国家資格には、助理社会工作者、社会工作者、高級社会工作者の3つのランクが規定されている。第1回国家統一試験には約14万人が受験し、合格率は、助理社会工作者が36%程度、社会工作者は10%程度であった。「第11回5ヶ年計画」（2006～2010年）では、1万人余の高級社会工作者、1万人余の社会工作者、10万人余の助理社会工作者を育成できるよう努力するとしていた。

ソーシャルワーカーの活動範囲は、①社会政策の策定・実施に関わる公務員など、②社会保障事務所、社会福祉各分野の関連施設に関わるスタッフなど、③社会保障および社会福祉事業に関わる諸団体のスタッフなど、④地域福祉領域に従事するスタッフなどが想定されているが、卒業後、学生たちは現場の仕事に就くことが少ないことが大きな課題になっている 7)。

とはいえ、国家の中核的人材を育成する一流大学がリーダーシップの役割を果たし、政府主導によって育成されているソーシャルワーカーとは異なり、いまだに介護職員の資格制度は統一されておらず、介護職員の養成内容にも養成研修機関によって相当な差が生じている介護職員育成の改革には、かなりの時間と労力を要することは否めない。しかし、前述のとおり、中国都市部における急速な高齢化とそれともなう介護ニーズの膨張はまさに待ったなしの状況である。それが、介護職員の育成と指導者養成を日本に強く要望する背景であると考えられる。

4 「シルバーコロンビア構想」の頓挫 8)

昨今、政治的にも社会的にも大きな命題に成っている介護ニーズを外国人労働者によって賄うことの成否に先駆けること30年程度、日本での介護ニーズを国外において賄うこと

を最初に構想したのは、1986年に通産省が提唱した「シルバーコロンビア構想」であった。

これは、一定の資産と年金が確保されている高齢者（2,000万円の退職金と20万円/月の年金を想定）が「ゆとりの老後」を送れるよう、長期滞在の日本人向けの居住地を国外に整備することを国と企業が支援するというものであった。具体的な渡航先としては、スペイン、オーストラリア、ニュージーランド、カナダなどの英語圏が想定されていた。

この時期は、1985年のG5（蔵相・中央銀行総裁会議）におけるプラザ合意による急速な円高を背景にしたバブル景気が沸騰していた時期であり、高齢者にとっては海外での生活の方が円高メリットを享受でき、建設業を中心とした大企業も「シルバーコロンビア構想」への参入に意欲を見せていた。一方、渡航先にも雇用の創出などの経済波及効果が期待されていた。

しかし、国外からは、閉鎖的な「日本人村」の建設に対する避難があり、国内からも、老後の安心した生活の活路を国外に求める「海外うば捨て山」に反対の声が上がり、「シルバーコロンビア構想」は頓挫した⁹⁾。

その後、1987年には通産省に海外滞在型余暇研究会が設立され、1988年には、関係企業による海外滞在型余暇協議会が設立された。そして、同年、海外滞在型余暇計画が発表された。海外滞在型余暇研究会は、1992年に設立されたロングステイ財団として存続している¹⁰⁾。

バブル崩壊後も、高齢者の海外生活（移住）は一部の富裕層には定着しており、当該政府の受入態勢の整備もあり、治安が安定しているフィリピン、タイ、マレーシアなどの東南アジア諸国が注目された。家事援助を含め、これらの国々において日本の高齢者の介護を行うのは現地の介護職である。そこで、国外における介護職のあり方が問われるようになった。これらに対する評価としては、「海外の介護職の方が木目細かな配慮をしてくれる」というものもあったが、やはり、日本語を中心としたコミュニケーション能力や、介護の専門性に対する信頼性を問うものが多かった。

5 「入管法改正案」と「技能実習生法案」を巡る動向

その後、前述のように、急速な少子・高齢化にともない加速する介護ニーズに反して、介護人材の育成が追いつかず、介護ニーズを外国人労働者によって賄うことの成否が政治的にも社会的にも大きな命題に成ってきた。そのようななか、2015年3月6日、「入管法改正案」¹¹⁾、「技能実習生法案」¹²⁾が国会に上程され、介護人材としての外国人労働者の受け入れに向けた環境整備が着手された。両法案は、たびたび継続審議となるなか、やっと成立に向けた動きが加速し、2016年9月26日、臨時国会に上程され、10月25日に衆議院本会議を通過し、11月18日に可決・成立した。

「入管法改正案」は、在留資格が認められる専門職に「介護」を追加するものである。不正な在留資格の取得を防ぐため、虚偽申告に罰則を設けることも付記されている。

現在、留学生などが国家資格である介護福祉士を取得しても日本では就労ビザを獲得することができず、不満が多かった。2008年から開始されたEPAによる介護福祉士候補者は、インドネシア、フィリピン、ベトナムからの候補者を累計して3,800人を超えているが、彼等は3年間での国家試験の合格が義務付けられており、不合格の場合は帰国しなくてはならないという高いハードルが設けられているため、不満も一層強い。本法案の成立により、介護分野においても外国人労働者の受け入れが促進されることが見込まれる。

「技能実習生法案」は、日本で学んだ技能を自国の経済発展に生かす技能実習の分野に「介護」を追加するものである。不正を監視する外国人技能実習機構の設置と、優良企業には受入期間を最長3年から5年に延長することも付記されている。

本法案は、高齢化が進むアジア各国のニーズに応えるためのものであり、かねてより、ベトナムやモンゴルからの要望があった。しかし、技能実習生は労働力の穴埋めとして機能しているのが現状であり、それが介護分野にも広がるのではという懸念も指摘されている。

また、2016年10月4日、厚労省に設置されている「外国人介護人材受入れの在り方に関する検討会（第13回）」では、「EPA介護福祉士の就労範囲に訪問系サービスを追加するに

当たっての必要な対応について（とりまとめ）」が議論されており、10月28日には報告書が公表されている（13）。これは、「EPA」によって来日した外国人介護福祉士が、訪問介護もできるようにするガイドラインを作成するというものである。

現在、EPAによる外国人介護福祉士は、トラブルの回避のため、施設での就労しか認められていない。今後は、事業者日本の生活様式を訓練する事前研修の実施、災害発生時の対応マニュアルの作成などを義務付けたうえで、外国人介護福祉士が訪問介護にも従事できるようにする方針である。

両法案の成立を背景にして、介護福祉士養成施設への留学生の入学が急増している。

日本介護福祉士養成施設協会によると、例年は20人程度であった留学生の入学者数は、2015年度は94人、2016年度は257人と2.7倍に急増しており、入学者全体の3%を占めるようになってきているという。国籍は、ベトナムが114人、中国が53人、ネパールが35人、フィリピンが28人である（14）。

介護人材としての外国人労働者の受け入れに関しては、関係団体の動きも加速している。2014年4月には、公益社団法人 全国老人福祉施設協議会が「外国人介護人材の受入れについて」（15）を公表し、2016年3月には、公益社団法人 老人保健施設協会が「外国人介護人材受入れの在り方に関する検討会報告書」（16）を公表している。これらは、介護保険を持続可能にする要件として必須である介護人材確保のために外国人労働者を活用することを容認したものである。

一方、公益社団法人 日本介護福祉士会は、2014年7月、田村厚労相（当時）に「国民の介護を守るための署名」を提出した。これは、介護人材としての外国人労働者の受け入れに反対するものであるが、あくまで単純労働として介護職に外国人労働者を受け入れることを反対したものである。同会は、介護福祉士の待遇改善を前提にしたうえで、EPAによる介護福祉士候補者が、国家試験に合格するとともに、日本語でのコミュニケーション能力が充分であることを条件にして、介護人材として外国人労働者を受け入れることを提言している（17）。

6 社会福祉法人 旭川荘における取り組みが示すもの

このように、現在、まさに加速度的に進行している介護人材としての外国人労働者の受け入れであるが、実際には、どのように受け入れるかについての議論は進んでいないのが現状である。そこで、今後のモデルのひとつとして注目されるのが、社会福祉法人 旭川荘における10年間にわたる取り組みである（18）。

旭川荘は、「JICA 草の根技術協力事業」として、「上海高齢者介護教員養成事業」（2004～2008年）、「江西省高齢者介護教員養成事業」（2009～2012年）、「上海医療福祉関係人材養成事業」（2011～2014年）に取り組むことをとおして、長く看護・介護人材育成の日中の和を育んできた。

「上海高齢者介護教員養成事業」は、上海市紅十字会をカウンターパートナーにして、急速に高齢化が進む上海市において、旭川荘における介護福祉士養成の経験を基に、中国の実情に合った高齢者介護教員と介護従事者の養成を行うことを目的にしたプロジェクトである。

本事業は、旭川荘のスタッフを上海に派遣し講義を行う「基礎講座」と、中国の受講生が旭川荘で実習・演習を行う「専門講座」から構成されていた。受講生は、帰国後、高齢者介護教員として介護従事者を養成し、介護の普及、拡大をすることを担っている。4年間で81人の介護教員と180人の介護従事者を養成した実績がある。

「江西省高齢者介護教員養成事業」は、江西省紅十字会をカウンターパートナーにして、上海市の沿岸モデルに対して、内陸モデルとして江西省において上海と同様の事業を実施したものである。

本事業は、日本での研修に重点を置いたところに特徴がある。3年間で58人の介護教員と348人の介護従事者を養成した実績がある。

このような取り組みをとおして、とりわけ、沿岸部の上海市では福祉・介護分野の設備面

は徐々に充実してきたが、理念、技術、施設運営、サービスなどは日本が先んじているところが多く、引きつづき旭川荘による人材育成が強く望まれていた。そこで上海市民政局、上海市黄浦区、浦东新区特殊学校をカウンターパートナーにして実施したのが「上海医療福祉関係人材養成事業」である。本事業は、介護技術、高齢者施設運営、障害児教育と幅広い医人材育成を行った。

おわりに

本報告では、まず日本における介護人材不足の状況を踏まえ、その対策にもなると想定される静岡県における取り組みとして、独自のキャリアパス制度の促進と、中国との介護人材育成協力に向けた交流を紹介した。そして、急速な少子・高齢化によって膨張する介護ニーズに対応するために進んでいる中国における介護人材育成の実態について概観した。

あわせて、日本での介護ニーズを国外において賄うことを最初に構想した「シルバーコロンビア構想」について概観し、「入管法改正案」と「技能実習生法案」を巡る動向について概観した。そして、今後の中国との介護人材育成協力のモデルのひとつとして、社会福祉法人 旭川荘における10年間にわたる取り組みを紹介した。

本報告から見えてきたことは、以下の4点であると考ええる。

- ①日本での介護ニーズを国外において賄うことを最初に構想したのは「シルバーコロンビア構想」であり、国外への「移住型」を構想するものであった。
- ②「入管法改正案」と「技術研修生法案」は、従来より諸外国から要望のある「定住型」、「出稼型」の外国人労働者のニーズを反映したものである。
- ③静岡県における中国との介護人材育成協力に向けた交流からも分かるように、中国での高齢者介護に対する需要と供給の不均衡、介護職員の養成内容に関する格差を背景にして求められているものは、「育成型」、「還流移動型」ともいえる外国人労働者の受け入れである。
- ④「育成型」、「還流移動型」を念頭に置いた介護人材における外国人労働者の受け入れを検討する場合、社会福祉法人 旭川荘の取り組みはモデルとして有効である。

とはいえ、介護人材における外国人労働者の受け入れに関する課題は、各国によって異なることも事実である。たとえば、中国では既に優先課題とはなっていない「定住型」、「出稼型」の要望は、ベトナムではいまだに強いという¹⁹⁾。一方、インドネシアからEPAによって来日した介護福祉士候補者は、帰国後、日系のヘルスケア事業者就職するよう、日本に滞在中に日本の企業からリクルートがあるという²⁰⁾。

以上、本報告は、介護人材をめぐる現状の概観と、問題解決に向けたモデルの一部を提起したが、この問題に関する議論はいまだ端緒に着いたばかりである。本報告を契機にして、労働組合も巻き込んだ国際的・学際的な研究が更に進み、国内外における合意形成を前提にした労働運動が進展していくことを念願して止まない。

【注】

- 1) 厚生労働省「2025年に向けた介護人材にかかる需給推計（確定値）について」
www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000088998.html 2016. 7. 15 アクセス
- 2) リジョブ「介護職員の有効求人倍率から見る就職状況」
relaxjob.com/contents_list/20007 2016. 7. 15 アクセス
- 3) 厚労省「第2回介護プロフェッショナルキャリア段位制度の在り方に関する検討会」
www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000104779.html 2016. 7. 15 アクセス
- 4) 静岡県「第7次長寿者保健福祉計画（ふじのくに長寿社会安心プラン）」
www.pref.shizuoka.jp/kousei/ko-210/.../anshinplan.html 2016. 7. 15 アクセス
- 5) 中国 国家統計局が2015年に公表した統計データによるものである。
- 6) 畢麗傑(2011)「中国都市部における高齢者介護システムの構築に向けて - 独日韓3か国の高齢者介護システムの国際比較と中国4都市のケーススタディを通じ - 」108～110頁

- (立命館大学 国際関係学研究科 博士論文)
- 7) 沈傑「龍谷大学大学院 社会学研究科 講義資料」(2008. 10. 17 龍谷大学 瀬田キャンパス) によるものである。
 - 8) フリー百科事典『ウィキペディア』
ja.wikipedia.org/wiki/シルバーコロンビア計画 2016. 11. 11 アクセス
 - 9) 日本経済新聞「YEN 漂流 縮む日本 (5) 『老後は海外』 夢かすむ - 北畑次官の誤算」(2008. 1. 8) によるものである。
 - 10) 一般財団法人 ロングステイ財団
www.longstay.or.jp 2016. 11. 11 アクセス
 - 11) 「出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案」
www.moj.go.jp 2016. 11. 18 アクセス
 - 12) 「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律案」
www.moj.go.jp 2016. 11. 18 アクセス
 - 13) 厚労省「外国人介護人材受入れの在り方に関する検討会 報告書」
www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-syakai.html?tid=225506-21k 2016. 11. 11 アクセス
 - 14) 中日新聞 CHUNICHI WEB「介護職、外国人大幅増へ 衆院委可決、技能実習に追加」(2016. 10. 21 夕刊)
www.chunichi.co.jp 2016. 11. 11 アクセス
 - 15) 公益社団法人 全国老人福祉施設協議会「外国人介護人材の受入れについて」
www.roushikyo.or.jp/contents/pr/proposal/detail/33?...nd 2016. 7. 15 アクセス
 - 16) 公益社団法人 老人保健施設協会「外国人介護人材受入れの在り方に関する検討会報告書」
www.roken.or.jp/wp/archives/10238 2016. 7. 15 アクセス
 - 17) 一般財団法人 アジア・太平洋人権情報センター「日本介護福祉士会、技能実習制度による外国人の介護人材の受け入れ」
www.hurights.or.jp/archives/newsinbrief-ja/.../post-113.html 2016. 11. 11 アクセス
 - 18) 社会福祉法人 旭川荘
www.asahigawasou.or.jp 2016. 7. 15 アクセス
 - 19) 「第 21 回総合学術研究集会 (京都)」分科会「介護者の人材要請」(2016. 9. 4 龍谷大学 深草学舎) でのディスカッションにおいて、ベトちゃんとドクちゃんの発達を願う会」の活動をとおした経験として藤本文朗(滋賀大学 名誉教授)が発言したものである。
 - 20) 「第 12 回日中韓社会保障国際論壇」分科会「社会サービスと地域社会 2」(2016. 9. 10 全労済ソレイユ) での報告、小島克久「台湾における外国人介護労働者の現状 - 地域別にみた分析 - 」(国立社会保障・人口問題研究所) に対するコメントへのリプライとして紹介されたジャカルタでの調査結果によるものである。